

体との協働による体制整  
見直し、人材の育成や情  
報の普及、企業や民間団

第28回

# 日本の健康政策の問題点

今回は、自民党・公明党政権から民主党政権にかけて作られた日本の主な健康政策を概観し、その問題点を検討します。

## 第二次健康日本21

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kenkounippon21.html>) は第一次健康日本21(110-11年七月) は第二次健康日本21(110-11年七月) を全面改定し、以下の五点を基本方向としました。

ア 健康寿命の延伸と健康格差の縮小  
イ 生活習慣病の発症予防と重症化予防  
ウ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上  
エ 健康を支え守るために社会環境整備の社会環境整備  
オ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

備等に取り組むとされました。  
健康格差の社会的決定要因と社会経済的地位の健康影響が記述され(図1)、生活习惯の収入格差に着目していますが(表1)、収入格差そのものを縮小する対策ではなく、格差が健康格差に繋がらないよう社会的結束とソーシャルキャピタル(人々の協調行動を活発化することによって、社会的結束とソーシャルキャピタル)を活用したことによって、社会的結束とソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進

2 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進  
3 医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化  
4 地域における健康危機管理体制の確保  
5 学校保健との連携  
6 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

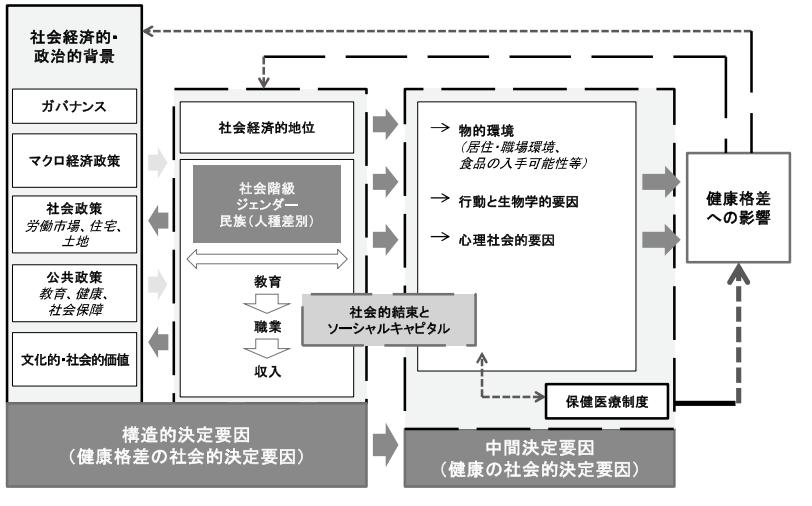


図1 健康の社会的要因に関する概念的枠組み  
(厚生労働省 [http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21\\_02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_02.pdf) より引用)

	世帯所得 200万円未満	世帯所得 200万円以上～ 600万円未満	世帯所得 600万円以上	200万円 以上～ 600万円 未満	
	割合または平均*	人数	割合または平均*	人数	
1. 肥満者の割合 (男性)	38.0%	1,438	30.2%	600	30.7% ★ ★
(女性)	58.7%	1,634	21.0%	686	13.2% ★
2. 朝食欠食者の割合 (男性)	49.9%	1,900	18.6%	816	15.1% ★ ★
(女性)	71.8%	2,038	11.7%	878	10.5% ★
3. 野菜摂取量 (男性)	45.5%	256g	1,716	276g	755 293g ★ ★
(女性)	67.8%	270g	1,880	278g	829 305g ★ ★
4. 運動習慣のない者の割合 (男性)	30.2%	1,050	63.7%	381	62.5% ★
(女性)	49.2%	1,315	72.1%	505	67.7% ★ ★
5. 現在習慣的に喫煙している者の割合 (男性)	49.7%	37.3%	1,896	33.6%	815 27.0% ★ ★
(女性)	71.9%	11.7%	2,034	8.8%	877 6.4% ★ ★

\* 年齢と世帯員数で調整した値  
★ 600万円以上の世帯の世帯員と比較して、差のあった項目

(資料: 厚生労働省「平成22年国民健康・栄養調査」)

表1 所得と生活習慣に関する状況 (20歳以上) (引用は図1と同様)



会の効率性を高めることのできる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴・ロバート・パットナムの定義) の活用が重視されています。

これらの健康や次世代の健康や生活習慣も重視され、睡眠の確保や月六十分時間以上の一時間外労働の減少、低出生体重児や肥満児減少も目標に掲げています。

1. 地域保健対策基本指針一部改正 (<http://www.okinawa.med.or.jp/doctors/health/health-doc/h240915-2he.pdf>) 110-11年七月) の要点を列挙します。ソーシャルキャピタルが強調されています。
2. 地域保健対策基本指針一部改正 ([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou\\_keikaku/dl/kenkou\\_iryou\\_keikaku.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou_keikaku/dl/kenkou_iryou_keikaku.pdf)) 110-11年三月) を発表し、都道府県に対し、医療提供の量(病床数)の管理と質(医療連携・医療安全)の評価、医療機能の分化・連携により地域完結型医療(急性期から回復期・在宅医療まで)の推進、数値目標設定とPDCCAの政策循環実施を求めていました。
3. 地域保健計画
4. 地域保健の運営及び人材確保
5. 地方衛生研究所の機能強化
6. 快適で安心できる生活環境の確保
7. 国民の健康増進及びがん対策等の推進

これらの健康政策の主な問題点では、腹痛を重視した現行制度の適否については継続審議とし、腹痛基準や健診項目は変更しました。

1. WHOが掲げるHealth for Allではなく、特に、低所得者、失業者など生活困難を抱えた人々の健康権・生存権が軽視や、ノーマライゼーション(病気や障害があつても普通の社会生活を送れる社会)が強調されています。
2. WHOの健康の定義のうち社会的健康があつても普通の社会生活を送れる社会が軽視
3. 具体的対策や目標では個人への健診と保健指導・治療が中心で、EUのように環境改善による予防(健康社会づくり)がない
4. 薬害・公害・職業関連疾患・ストレス関連疾患など健康の社会的決定要因が明らかな健康問題の再発防止策がない
5. 次世代の健康対策として、子育て世代の生活(雇用、収入)支援がない
6. 働き盛り世代への支援は常勤雇用者が前提で、失業者や非正規雇用者は制度から除外
7. 支援は自助と共助が中心で、公助は自助・共助の補助に後退
8. 政策の目玉とされるソーシャルキャピタル弱体化の原因を直視せず、それを豊かにするための国や自治体の責任を放棄
9. 政財界の利害調整で政策決定され、科学的手法でPDCCAが運用されていない
10. 特定健診
11. 戦後の健康政策は健康政策のお手本
12. 政府の政策は構造的貧困を解消するための施策である。として、社会保障は国民生活の安定策であるとともに、貧困と闘う個々人や個々の家族の努力を社会的に結集し、これを高度に効率化するための施策である。として、社会保障の充実は構造的貧困の解消とソーシャルキャピタルを掲げました。不完全就労の是正による構造的貧困の解消とソーシャルキャピタル支援策の中核である社会保障の充実を健